

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項に異動があつた旨の届出があつた。

令和六年十一月十八日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 保 阪 努

資金管理団 体の届出を した者の氏 名	資金管理団体の 名称	異動事項	新 旧	異動年月日
伊左次美江 援会	いさじよしえ後 公職の種類	衆議院議員	神奈川 県議会議 員	六、八、一